

介護老人保健施設で想定されるマイナンバーカード利活用の課題 ～全ての国民が、公平に医療DXのメリットを享受できる社会の実現に向けて～

令和5年8月8日「マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する検討会 最終とりまとめ」より

- 政府として、マイナンバーカードが**希望する全ての国民に行き渡るように全力を尽くし**、マイナンバーカードと健康保険証の一体化の推進と、令和6年秋の保険証の廃止が円滑に進むよう取り組む。
- 認知症などで暗証番号の設定に不安がある方が、安心してカードを利用でき、代理交付の際の代理人の負担軽減にもつなげるため、**暗証番号の設定が不要なカード**の申請受付・交付について、本年11月頃から開始できるように、検討を進めている。
- マイナンバーカードによりオンライン資格確認を受けることができない状況にある方については、(中略) **資格確認書**により被保険者資格を確認することとする。資格確認書の有効期間は、5年以内で、各保険者が設定することとする。
- 訪問診療・訪問看護・訪問服薬指導等でのオンライン資格確認の用途拡大について、令和6年度からの運用開始に向けて、着実に推進する。

要介護高齢者が直面する課題

- 現状では、マイナンバーカードで照会可能な情報の範囲に、介護・福祉関連情報が含まれていない。要介護高齢者の支援には、医療・介護・福祉の情報が揃っている必要がある。
- 認知症を有する方や要介護高齢者がマイナンバーカードと暗証番号を管理するのはハードルが高い。
- 暗証番号不要のマイナンバーカードは、マイナポータルが使用できないなどの制限があり、公平性が担保されない。
- 顔認証システムは、マイナンバーカードの顔写真と、ハンデを得てからの顔写真が不一致になる可能性がある。顔認証以外の生体認証についても検討すべき。
- 資格確認書とマイナンバーカードの併存は、医療機関側の負担が増えるだけでなく、医療DX本来の目的に逆行するのではないか。

令和5年8月8日「マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する検討会 最終とりまとめ」より

- 暗証番号の初期化・再設定は、市町村窓口に出向くほか、郵便局及びコンビニで行うことが可能。
- 市町村だけで対応することは困難であることから、今後、暗証番号の設定が不要なマイナンバーカードの申請受付・交付の開始も踏まえ、施設や支援団体側にも協力を依頼する。
- 施設等が本人に代わって入所者のマイナンバーカードを管理することに不安の声が聞かれた一方で、認知機能が低下した施設入所者等の方々が本人の過去の医療・健康情報に基づいた医療を受けられることは重要であることから、「福祉施設・支援団体の方向けマイナンバーカード取得・管理マニュアル」を作成。

介護老人保健施設等が抱える課題

- 介護保険施設には、カードリーダー設置のための補助制度が適用されていない。利用者がマイナンバーカードを保有していても、過去の受診履歴や服薬情報の確認は、従前どおり、医療機関からの情報提供書面に頼らざるを得ない。
- 介護老人保健施設等の入所者が他の医療機関を受診（他科受診）する際、マイナンバーカード本体と暗証番号が必要となり、施設側の負担が増える。
- 他科受診先の医療機関で、本人がカードリーダー操作が困難な場合、同行者が同意画面の操作を補助する必要がある。また、介護保険情報が紐づけられていないことから、施設入所者の他科受診であることは、従前どおり、自己申告に頼らざるを得ない。
- 入所者がマイナンバーカードの新規取得や電子証明書の更新を希望する場合、施設側に新たな手間が生じる。施設内で出張申請を行うにしても、準備・調整等の負担が大きい。

全ての国民が、公平に医療DXのメリットを享受できる社会の実現に向けて、
認知症を持つ人、要介護高齢者、介護保険施設入所者等が取り残されることのないよう、
一層の配慮と工夫をお願いします。